

やめよう 放置自転車

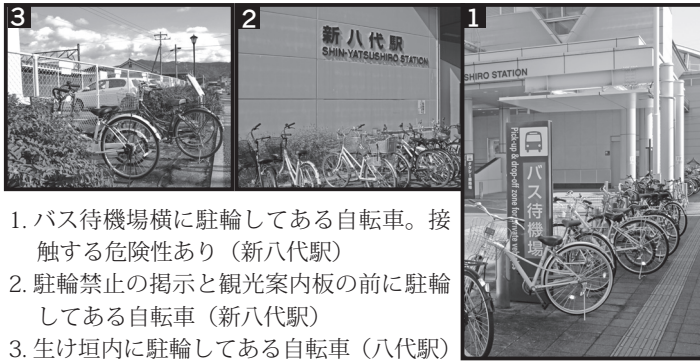
放置自転車は通行の妨げになり危険です。
きちんと駐輪場に置きましょう。

土木課（本庁仮設庁舎西棟2階） ☎33-4121



⚠️ 放置自転車の危険性

「みんなが置いてあるから」少しの時間だけだから」などの理由で置かれた自転車は、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者や目の不自由な人、車椅子の人の通行の妨げになります。また、強風で倒れたり、人がつまずいたりする原因になるなど大変危険です。美しく住みやすい街にするため、自転車は必ず駐輪場などに停めましょう。なお、市営駐輪場に長期間にわたり駐輪し続けると、他の人が利用できなくなります。必要以外の駐輪はやめましょう。



1. バス待機場横に駐輪してある自転車。接触する危険性あり（新八代駅）
2. 駐輪禁止の掲示と観光案内板の前に駐輪してある自転車（新八代駅）
3. 生け垣内に駐輪してある自転車（八代駅）

⚠️ 回収区域と管理者

放置自転車は管理者が回収し、一定期間経過後に廃棄します。期間内に返還申請をしましょう。

管理者名	電話番号	回収区域
土木課 (本庁仮設庁舎西棟2階)	33-4121	旧八代市内の八代市管理道路
		市営新八代駅西口駅前広場駐輪場
		市営新八代駅南口広場駐輪場
市民活動政策課 (本庁仮設庁舎東棟2階)	33-4482	市営八代駅前駐輪場
鏡建設地域事務所	52-7820	鏡町内の八代市管理道路
千丁建設地域事務所	46-1104	千丁町内の八代市管理道路
坂本建設地域事務所	45-2290	坂本町内の八代市管理道路
東陽建設地域事務所	65-2115	東陽町内の八代市管理道路
泉建設地域事務所	67-2115	泉町内の八代市管理道路
本町3丁目商店街振興組合	32-2697	市営本町3丁目駐輪場

※県道(市内の国道219号・443号・445号を含む)は県南広域本部土木部維持管理課、国道3号は国土交通省八代維持出張所へお問合せください。

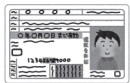
⚠️ 撤去された自転車の返還

■ 返還時間

平日の午前8時30分～午後5時
(土日や祝日、年末年始を除く)

■ 持参品

- ① 引取通知書(送付を受けた場合)
- ② 印鑑(認印)
- ③ 所有者を証明するもの(免許証、学生証など)
- ④ 自転車などの鍵



撤去された自転車を返してほしいときは

市で撤去後に保管した自転車などは、車体の記名や防犯登録などから所有者が判明した場合、引取通知書(放置自転車のお知らせ)を送付します。返還については、上表の回収区域の管理者にお問い合わせください。

Q 道路上に放置された自転車は、どうすればいいですか

A 盗難自転車の可能性があります。交番か警察署に連絡しましょう。そうでないものは、道路管理者が調査確認し、撤去します。

Q 自宅や店舗の敷地などに放置された自転車は、どうすればいいですか

A 盗難自転車の可能性があります。交番か警察署に連絡しましょう。私有地の放置自転車は、その土地の所有者か管理者で対処してください。

Q 道路上に放置された自転車は、警告なしに撤去されますか

A 市の管理道路では、通行に著しい支障があると認められる場合は、即時撤去する場合があります。

市営駐輪場では、注意札を貼付してから14日経過後に警告札を貼付し、さらに14日経過後に撤去します。また、市の管理道路から撤去した自転車は公示してから6カ月経過後に、市営駐輪場の場合は公示してから30日経過後に廃棄します。